

平成30年第3回美祢市議会定例会会議録（その6）

平成30年10月16日（火曜日）

1. 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	綿谷敦朗	議会事務局長補佐	大塚享
議会事務局主任	篠田真理		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	篠田洋司
市長公室長	石田淳司	総務部長	田辺剛
総合政策部長	藤澤和昭	市民福祉部長	大野義昭
建設農林部長	志賀雅彦	観光商工部長	西田良平
消防長	松永潤	総務部総務課長	佐々木昭治
総務部財政課長	竹内正夫	市民福祉部市民課長	中嶋一彦
市民福祉部地域福祉課長	内藤賢治	市民福祉部高齢福祉課長	河村充展
観光商工部観光総務課長	千々松雅幸	観光商工部観光振興課長	早田忍
教育長	岡崎堅次	上下水道事業管理者	波佐間敏
代表監査委員	重村暢之	上下水道局長	杉原功一
会計管理者	細田清治	美東総合支所長	東城泰典
秋芳総合支所長	鮎川弘子	教育委員会事務局長	金子彰
教育委員会事務局 教育総務課長	西村明久	監査委員事務局長	岡崎基代

病院事業局経営管理課長 古 屋 壮 之 上下水道局次長 三 戸 昌 子
上下水道局次長 岡 田 健 二

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 85 号 平成 29 年度美祢市一般会計決算の認定について
- 日程第 3 議案第 86 号 平成 29 年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 87 号 平成 29 年度美祢市観光事業特別会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 88 号 平成 29 年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 89 号 平成 29 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 90 号 平成 29 年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 91 号 平成 29 年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 92 号 平成 29 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について
- 日程第 10 議員派遣について
- 日程第 11 報告第 8 号 専決処分の不承認に伴う措置について
- 日程第 12 会期の延長について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午後2時00分開議

○議長（荒山光広君） これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

本日、配付してございますものは、議事日程表（第6号）、議員派遣一覧、以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、末永義美議員、杉山武志議員を指名いたします。

日程第2、議案第85号平成29年度美祢市一般会計決算の認定についてから、日程第9、議案第92号平成29年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてまでを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○教育経済委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、去る9月26日開催の教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第87号平成29年度美祢市観光事業特別会計決算の認定について、委員1名欠席のもと慎重に審査いたしましたところ、全会一致にて原案のとおり認定されました。

それでは、この議案の審査過程における主な質疑について御報告いたします。

委員より、観光振興費の負担金補助及び交付金、約6,200万円のうち、美祢市観光協会には幾ら支出しているか。また、同協会に対する委託料の額はどのようになっているかとの質疑に対し、執行部より、負担金補助及び交付金のうち、観光協会には2,900万円程度支出しています。また、委託料は、体験プログラム開発事業の1,114万円を支出していますとの答弁がありました。

また、委員より、観光事業において、年間かなりの借地料を支払っている。今後の負担軽減のため、借地の買収などについてのお考えはあるかとの質疑に対し、執

行部より、現段階における借地買収は考えていませんが、今後、企業会計に移行することに伴い、保有財産等の考え方から、土地の買収について検討する必要があると思っていますとの答弁がありました。

次に、その他所管事項について、委員から、美祢市ランタンナイトフェスティバルの情報提供に関することについて発言等がございましたが、内容については割愛させていただきます。

以上をもちまして、教育経済委員長の報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項について調査することを議長に申し出ておりますので、申し添えいたします。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、総務民生委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 末永義美君 登壇〕

○総務民生委員長（末永義美君） ただいまより、去る9月27日に開催しました総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告申し上げます。

本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出の議案第86号及び第88号から第92号の特別会計決算に係る議案6件について、委員全員出席のもと慎重に審査してまいりました。

その結果、議案番号は前後しますが、議案第88号及び第89号の2件については全会一致により認定し、議案第86号及び議案第91号、第92号の3件については賛成多数により認定、さらに、議案第90号については賛成少数により不認定としております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑、発言等について、特に不認定となりました議案第90号平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、御報告を申し上げます。

まず、本議案については、上下水道局から内容説明がなされたのちに、上下水道

事業管理者から発言の申し出があり、次のような報告とお詫びがなされました。本議案平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算における消費税の申告納付に関連して、不適正な事務処理があった件についてです。

農業集落排水事業においては、消費税の確定申告及び納付事務があるが、平成27年度事業年度分確定申告について、平成28年度に行うべき申告の事務を怠り、次年度の平成29年度7月に未申告であることに気づき、法定申告納付期限を約10カ月経過したのちに申告納付を行った。そのことにより、本来、適正な申告納付をしていれば発生しない無申告加算税と滞納税が課され、美祢市に損害を生じ、市民の市政に対する信頼を失った。今後は失った信頼の回復に向け、予算執行に携わる職員の研修及び能力の向上を図るとともに、管理チェック体制を構築し、ミスの根絶に向け、再発防止に全力で取り組む。また、監査意見書の指摘にもあるように、内部統制制度の構築にも鋭意取り組みたい。

以上が、上下水道局、上下水道事業管理者からの主な発言でございました。

続いて、副市長より、この件については全く弁解の余地はなくお詫び申し上げたい。当事務に携わった職員については、住民監査請求に対する監査結果の内容を踏まえ、職員から事情聴取の上、分限処分審査委員会規程に基づく処分審査会を開催した。当該職員に対しては、適正な処分を課することとしている。再発防止策については、上下水道事業管理者が述べたとおり実施するとともに、今後、全庁挙げて、法令遵守のもと、適切な事務処理に努めたいとの発言がございました。

これに対し、委員より、農業集落排水事業における消費税の申告、納付の手順について、今一度確認したいとの質問があり、執行部より、特別会計における消費税は、事業期間終了後6カ月以内に確定申告の上、納付することになっています。したがって、翌年度の9月に消費税額の計算を行い、確定申告及び納付をすることとなっていますとの答弁がございました。

次に、委員より、例年行う消費税の事務処理を怠り、無申告となった理由をお聞かせ願いたいとの質疑に対し、執行部より、担当職員の失念により無申告となったものであり、消費税申告に対する認識不足が大きな原因です。これについては、局内のチェック体制が不十分であったことを反省していますとの答弁がございました。

さらに委員より、事務処理を怠り法令遵守を犯したことは、市民の市政に対する信頼を大きく損ねる結果となった。今後、どのように信頼回復に努められるのか、

改めてお伺いするとの質疑に対し、執行部より、今回の事案について発生の経緯、上下水道局の体制、事業分担、消費税業務の内容、失念の理由等を詳細に分析しました。再発防止策として、全職員に対する、このたびの事業の周知徹底を図り、上司からもチェックできる体制を整えるため、チェックリストを作成しています。また、職員の能力向上を図るため、研修への積極的参加などの対策も進めていきたいと思っていますという答弁がございました。

さらに、次に委員より、農業集落排水事業の翌年度における消費税額は、通常どの程度かとの質問に対し、執行部より、単年度消費税額――

○議長（荒山光広君） 委員長。先ほど翌年度と言われましたけど、再度、済みません。お願いします。

○総務民生委員長（末永義美君） 今のところですかね。

○議長（荒山光広君） その前の……。

○総務民生委員長（末永義美君） 申しわけございませんでした。読み返します。

次に、委員より、農業集落排水事業の単年度における消費税額は、通常どの程度かとの質疑に対し、執行部より、単年度消費税額は100万円前後ですとの答弁がありました。

次に、委員より、平成29年度には、前年度に申告納付事務を怠った未納付分、また、それに係る無申告加算税及び滞納税を含め、2カ年分の支出をしていると思うが、公課費の決定額159万2,500円で完納されたという認識でよろしいかとの質疑に対し、上下水道事業管理者より、平成29年度予算における、本来、28年度に申告納付すべきであった平成27年度事業の無申告分と無申告加算税及び滞納税、さらに、平成28年度事業分を納付しています。平成30年度3月末に行った中間申告分については、法定納付期限が平成30年度4月2日であったため、今年度予算から支出していますとの答弁がございました。

次に、平成29年度7月に無申告の事案に気づきながら、なぜ議会への報告を怠ったのか。議会委任の専決処分や補正予算などの対応などの措置をとるべきではなかったのかとの質疑に対し、上下水道事業管理者より、予算の補正、専決処分等の手段をとることが最善の対応でありましたが、当時はその認識が欠落しており、このような事態になりましたとの答弁がありました。

さらに委員より、公課費の決算額は、当初予算額と比べて500円ばかり多いが、

どのような予算対応を行ったものかとの質疑に対しまして、執行部より、公課費の不足分500円については、他の費目から1,000円を流用し対応しましたとの答弁がありました。

次に、委員より、他費目からの公課費への流用は、規定上可能であるかとの質疑に対し、執行部より、予算の流用については、おおむね県の基準を参考に判断しています。公課費の流用については、特に規定はございませんので、流用が可能であると考えていますとの答弁がありました。

さらに委員より、公課費への流用が可能であれば、平成30年度3月末に行った中間申告分について、なぜ流用で対応できなかったのかとの質疑に対し、上下水道事業管理者より、500円の不足額については、予算執行上、必要があると考え流用させていただきましたが、中間申告分に当たる約500円の流用については、不適切であるとの判断をいたしましたとの答弁がありました。

○議長（荒山光広君） 委員長、済みません。今500円と言われましたけど、50万じゃないですか。

○総務民生委員長（末永義美君） 申しわけありません。訂正します。

上下水道事業管理者より、500円の不足額について、予算執行上、必要があると考え流用させていただきましたが、中間申告分に当たる約50万円の流用については不適切であるとの判断をいたしましたものと答弁がございました。

また、委員より、昨年決算認定、9月の時点では、前年の無申告事案を認識し、そのため、公課費に大きな不用額が出ていることについて把握されていたはずであることから、議会の決算審査の際に執行部から説明がなされたか否かについて審議を行いました。

これに対し、上下水道事業管理者より、平成28年度の決算審査の際、公課費の不用額について、特段の説明はいたしておりませんとの答弁がありました。

次に、委員より、事務処理を怠った職員の過失に対する責任の程度について、どのようにお考えかとの質疑に対し、上下水道事業管理者より、このような事案が発生し、金額のいかに問わず、通常は納付する必要がある無申告加算税及び延滞税を市が支払ったことについて大きな過失であると感じています。

また副市長より、本件は重大な過失であることと捉えており、職員の賠償責任については、適正に処分することが求められています。有識者と協議の上、他市の例

や判例なども参考に、職員の処分を再度検証していきたいと考えていますとの答弁がありました。

さらに、この件に関しましては、本委員会に市長が出席され、審議を行っておりますので御報告を申し上げます。

まず、委員より、市長におかれては、今後の市政運営上の課題として、今回の件を踏まえて、どのように今後の対策をとられるかとの質疑に対し、市長より、監査委員の御指導のとおり、全庁的に予算執行に携わる職員の能力の向上、チェック体制の構築を早急に図っていかねばならないと考えています。また、事務手続のマニュアル化を進め、ミスの防止や人事異動があった際にも対応できる体制づくりが必要だと考えています。さらに、内部統制の構築については、国が示す内部統制制度のマニュアルに準じ、今後、検討してまいりたいと思いますとの答弁がございました。

また、委員より、問題が発生した時点で、速やかに報告、対処をされれば、このような大きな事案にはならなかったと思う。地方自治法第180条第1項による議会委任の専決処分を行うなどの措置でもできたのではないか。なぜ、このような事態に至ってしまったのかとの質疑に対し、市長より、消費税の申告が漏れていたことを私が認識したのは、最近になってからという実情があります。今回の反省点を踏まえながら、今後このような事案が起こらないよう、また、仮にミスが起きた場合には、議会や市民への報告を第一に考え、マニュアルや内部統制のガイドラインに沿った本市のあり方を検討したいと思っておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、意見がございましたので御報告を申し上げます。

まず、委員より、このたびの消費税の無申告に絡む事案について、議会や市民に対して的確な情報の提供、説明があつてしかるべきであった。また、事案発覚後の事務処理対応に至っては、補正予算を組むべき——組むなり、議会委任の専決処分なりをすべきであった。早期に問題を解決できる方法があつたにもかかわらず、その装置がとられていない。さらに、平成28年度におきた消費税無申告の問題が、平成29年度の決算ばかりではなく、平成30年度にも実質的に影響ある予算措置と——措置をとられていることも伺え、予算執行状況は実に不適切であると言わざるを得ないとの反対意見もございました。

この件に関しては、賛成意見もございましたが、内容については割愛させていた

だきます。

また、その他議案についても、委員より、質疑・意見がございましたが、併せて割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務民生委員長の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項について調査することを議長に申し出ておりますので、申し添えておきます。

〔総務民生委員長 末永義美君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 末永義美君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 猶野智和君 登壇〕

○予算決算委員長（猶野智和君） ただいまより、去る9月28日から10月12の間、開催しました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第85号平成29年度美祢市一般会計決算の認定についての議案一件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全会一致により不認定としております。

議案の審査過程において、委員より多くの質疑等がなされましたが、ここでは10月11日及び12日に市長出席のもと総括質疑を行っておりますので、その内容について、主なものを御報告いたします。

まず、総括質疑の内容に入る前に、先ほど総務民生委員長から、議案第90号平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算を不認定とされた経緯について、報告がございましたが、総務民生委員会では、農業集落排水事業特別会計の消費税申告事務にかかわる予算執行において、一部不適当な予算の支出やその後、不誠実な事務処理がなされているのではないかとの理由で、同特別会計決算を不認定と判断されております。

このことに関し、本委員会の所管である一般会計決算において、農業集落排水事業特別会計に対して予算の繰り出しを行っていることから、委員より、農業集落排

水事業特別会計決算については、本委員会の所管外ではあるが、同特別会計における上下水道局並びに関係部署の事務処理状況を正確に把握しなければ、一般会計からの繰り出しについての適否を判断できない。本件に関する質疑を認めていただきたいとの申し出がありました。

この申し出については、本委員会において、議案審査を行うための重要な要素であり、委員長として、一般会計決算との関連性について調査することが適当であると判断し、所管外の事案に対する質疑を特別に認めたところです。

したがいまして、まずは、その調査の内容等について御報告いたします。

初めに、委員より、平成28年度農業集落排水事業における消費税無申告の事務遺漏にかかわる上下水道局の一連の事務処理、協議の過程を確認するため、資料請求がなされ、執行部より、事務等の経緯、経過を時系列に記載した資料が提出されました。

また、その後の質疑の中で、消費税無申告に起因し、平成29年度に美祢市に対し課せられた無申告加算税及び延滞税の支出を含む事務において、予算の流用を行い、公課費として支出したことの妥当性を調査するため、該当する予算流用要求書の写しをあわせて資料請求し、執行部より提出されました。

それらの提出された資料と合わせ、この件に関連する住民監査請求に対する監査結果の内容を含め、次のようなことが確認できております。

まず、上下水道局が所管いたします農業集落排水事業において、平成28年度に行うべきであった、平成27年度事業年度分にかかわる消費税の確定申告を怠るなどの法令違反があり、いわゆる無申告となる事案が発生したこと。また、そのことにより、同じく平成28年度中に行うはずであった、平成28年度事業年度分の消費税の中間申告もなされていないため、本来、平成28年度公課費から支出すべき消費税については、全額未執行であること。上下水道局が、この無申告の事案を認識した時期は、事案発生後およそ9カ月半が経過した平成29年7月上旬であったこと。事案が発覚した同年7月末に無申告分の確定申告を行い、平成29年度予算により納付したこと。また、当該確定申告が、法定納付期限から10カ月遅れであったため、無申告加算税及び延滞税の合計4万円が課せられ、市に損害が生じたこと。さらに、本来は前年度中に納付すべきであった中間申告を含む平成28年度事業年度分にかかわる消費税全額及び市の損害である無申告加算税及び延滞税を合わ

せて納付する際、公課費の年度予算が500円不足していたため、委託料から予算を流用の上、支出していること。また、この際の予算流用要求書に、無申告加算税及び延滞税に関する記載もなく決裁処理が行われていること。またその後、補正予算等、必要な措置をされていないため、本来、平成29年度予算で支出すべきと思われる平成29年度事業年度の中間申告分については、平成30年度予算から支出していること。上下水道局から市長に無申告事案の報告がなされた時期が、事案発覚からおおよそ10カ月後であったこと。その後、住民監査請求がなされ、それにより議会が事態を知り得たのち、この9月定例会において、議会にようやく報告がなされていること。

以上、申し上げました一連の事実関係をもとに、上下水道局とその他関係部署の事務処理等について、妥当性があるか否かを調査するため質疑を行いました。

なお、ここでは委員、執行部のやりとりについて具体的な内容は割愛させていただきますが、質疑により判明しました事柄について、以下のとおり御報告いたします。

1点目として、上下水道事業管理者は、農業集落排水事業に関し、美祢市上下水道事業管理者に対する事務委任に関する規則により、市長から事務を委任されており、その第3条に、「委任事務のうち特に重要又は異例なものについては、市長に協議しなければならない」との規定があります。

しかしながら、本件事案について、上下水道事業管理者から市長に対しては、事案発覚からおおよそ10カ月後、この件に関する情報開示請求がなされた折にようやく報告されており、対応が不適切であった。

2点目として、消費税確定申告事務の遺漏により無申告となり、この法令違反により、無申告加算税及び延滞税合計4万円が課せられ、美祢市に対し損害を負わせている。このこと自体にも問題があるといえるが、そればかりか、執行部は議会に対し、本件事案の内容報告について、これまで幾度となく説明する機会があったにもかかわらず、今定例会に至るまで一度もなされていない。また、無申告加算税及び延滞税は損害賠償の性質を有しており、本来、予算措置に当たっては、地方自治法第180条第1項による市長の専決処分を要する案件であるが、結果として、その手続も怠っている。

3点目として、これらを納付される際、平成29年度予算の公課費が不足してい

たため、委託料から予算を流用しているが、この際の予算流用要求書に、無申告加算税及び延滞税に関する記載もなく決裁処理が行われている。このことについては、執行部は、当該予算の流用行為が不適切であった——あるとの認識を持ちながら、執行部内のチェック体制が機能していなかったことも認めている。

以上が、一般会計決算の繰出金に関連し、農業集落排水事業の事務処理等について調査を行った結果、確認できた内容です。

このことを受け、市長より、農業集落排水事業における消費税の未納における一連の不適切な事務処理、また、不手際につきまして、議会と市民に深くお詫びしたい。今回の事案は事務処理のミスのカバーするため、さらにミスを犯し、つじつまを合わせるために不適切な事務処理につながったと考えており、組織のガバナンス、コンプライアンスが働いていなかったことを痛切に反省している。私も消費税無申告の報告を受けた際、単純なミスであり、大きな事案ではないと判断をし、初動に遅れが出たことについて大変反省をしている。本来、事案が発覚した平成29年の7月の直後に補正予算等を組むなり、議会にお諮りをし審議をしていただく案件でありながら、議会へ報告を怠り、議会軽視に値する対応としてしまい深くお詫びを申し上げます。今回の事案は金額の大小ではなく、組織としての認識の甘さが原因の一つであったと考えており、その責任は私にもあります。今後、一層のガバナンス強化、コンプライアンスの徹底を図ってまいりたいとの発言がございました。

それでは、次に、通常の総括質疑において、委員から質疑等がございましたので御報告いたします。

まず、委員より、住宅使用料の収納率が年々低下していることについて、どのようにお考えか。また、このような債権回収について対策はお考えかとの質疑に対し、市長より、住宅使用料の回収率の低下については、特定の方の家賃収入の回収が進まない現状があると聞いています。今後、市全体の債権回収について、対策を検討する予定です。債権回収協議会を立ち上げ、法的に強制力のある債権回収の開始なども視野に入れ、全庁的に協議してまいりたいと思っておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、観光振興の旗を立てながら、観光エリアには多くの空き家や空き店舗がある。この対策と将来構想についてお考えをお伺いするとの質疑に対し、市長より、観光エリアにおける商店街と旧商店街等に多くの危険空き家が点在して

いると認識しています。これらを全て解消することは財政的に難しいことですが、空き家対策協議会で優先順位を立て、危険空き家を特定し、まずは地権者や所有者に解体のお願いをしながら、行政として対応していきたいと思っていますとの答弁がありました。

次に、委員より、このところ職員の業務負担がふえているのではないかと、増員するお考えはないかとの質疑に対し、市長より、職員数については適正であると考えており、大幅な増員は考えていません。また、今後は業務において、ICTなども積極的に活用し、職員のさらなる負担軽減も図ってまいりたいとも考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、財政状況等について指標では改善されているものもあるが、ここ数年、財政力指数が若干悪化していることについて、どのようにお考えかとの質疑に対し、市長より、財政力指数については、市の大きな収入の部分である市税の減少、また、合併算定替え効果の減により、交付税も減少していることが影響しているものと考えています。今後の税収の確保は、人口減少社会において難しい課題ではありますが、財政力指数の改善に向け、企業誘致や交流人口の拡大を進めてまいりたいと思いますとの答弁がありました。

次に、委員より、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略における4つの重要戦略のうち、観光DMOの構築が遅れていることについて、取り組みの進捗状況等に関する質疑があり、執行部より、現在、観光協会を中心としたDMOの構築を考えており、平成27年度から29年度にかけて市内観光関連業者等によるワークショップやセミナーを開催しています。また、平成30年度にはワーキンググループの設置を行い、観光の見える化を図ってまいりますとの答弁がありました。

これに対し、委員より、観光まちづくり組織DMOの構築が遅れている中、例えば、第二次六次産業基本計画にうたわれている推進体制等をどのように捉えるおつもりかとの質疑に対し、執行部より、計画の表記の方法が誤解を招く表現になっていますが、計画の推進母体はDMOだけでなく、民間の一般事業者の参入も考えています。今後は、計画の見直し、表現の訂正等も含め検討し、六次産業化振興推進協議会にお諮りしたいと思います。

また、生涯活躍のまち基本計画にかかわる予算が不執行であったことに関して、委員より質疑がなされましたが、内容については割愛させていただきます。

さらに、討論の際、委員より、議案に対し農業集落排水事業に対する一般会計繰出金にかかわり反対意見がございましたが、前に申し述べたことと重複いたしますので、内容は割愛させていただきます。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項について調査することを議長に申し出ておりますので、申し添えいたします。

〔予算決算委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 予算決算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま教育経済委員長、総務民生委員長及び予算決算委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第85号平成29年度美祢市一般会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案に反対の立場で意見を述べます。

二つの病院の存続や税金・使用料等の納付がコンビニで行えるようになったことなど、市民の声が実現された政策もあり、評価できる点もあります。

しかし、市民のプライバシーを危うくするマイナンバーカード事業が推進されていること、国の行革のもとで職員の削減が行われていること、合併後10年が経過するのに、通学や市民の移動手段等についても未解決や一体感がないことなどの理由で、この決算に反対いたします。子どもの医療費の無料化は所得制限をなくすること、中学校、高等学校の通学手段、通学費の改善も求めて意見といたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） この平成29年度美祢市一般会計決算の認定に関して、反対の意見を申し上げます。

今、三好議員のほうからも反対の意見がありましたけれども、今、予算決算委員長の報告、かなり今回、農集、または一般会計からの違法な繰出金があったということで、その事務処理に大きな問題があったということで、委員長のほうから、さまざまな報告があったわけでごさいますけれども、今、三好議員のほうからは、この点については何ら一言も触れられてないというのは、私は本当に今回の一般会計の決算の認定に対して、いかなもんかということを感じております。その辺は市民の皆さんが判断することですから、ちょっと一言申し添えました。

それで、今回の美祢市のこの財政健全度を見る基準についても、もう委員長がお話されましたのでいいんですけれども、今後の各種事業計画の支出に伴って、一段の財政力の悪化が見込まれるに伴って、何らかの行政の対応措置が答弁からちょっと見えてこないというのが、非常に私としては心配なところがあるところでごさいます。

そういった面においては、平成29年度の一般会計決算の認定には、ちょっと疑問を投じておりますけれども、しかしながら、それ以上に、予算決算委員長のほうから報告があったように、この一般会計から農業集落排水事業会計への繰出金が、市民に損害を与えた罰金である4万円が含まれていることから、事務処理が理不尽であり不適切であるということは判断できるわけでごさいます。

したがって、平成29年度の一般会計決算の認定について認めることは到底できないわけでごさいます。

以上をもちまして、平成29年度美祢市一般会計決算の認定に関しましては、反対の意見とさせていただきます。

以上でごさいます。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませぬか。安富議員。

○15番（安富法明君） これについては、委員会で既に全員の方が不認定ということの意思表示をされております。がですね、再度、反対をする立場で、意見は重複しない限りで申し上げておきます。

仮にですね、消費税の納税を怠ったということで、4万円の加算税を経費として公金より支出をしておるといふことなんです、このことは結果として、一連の議

案は、市民の信頼を失う結果となると考えておりますし、また、市に対する納税意識に対しても著しく損なう結果であるというふうに考えております。

申し上げたいことはたくさんあるわけでありましてけれども、こういう観点から、本案に対しては反対の意見を申し上げておきます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第85号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案不認定であります。原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手がございます。よって、本案は不認定とされました。

日程第3、議案第86号平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 反対意見を述べます。

この会計の基金が2億5,725万9,000円あります。過去5年間を見ましても、約2億5,700万円が続いています。29年度の単年度収支決算においても約4億円の黒字です。28年度は約3億3,000万円の黒字となっています。このように年々黒字額は多く推移しています。保険税は引き下げて、加入者の負担を軽くするべきです。

29年度の短期保険証の発行数が228件でした。来年度は国保税を引き下げて払いやすくし、保険証がいつも手元にあるように、病気になったら軽いうちに医療にかかれるように、安心な暮らしを守っていただきたいのです。

以上、意見を述べます。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） それでは、平成29年度国民健康保険事業特別会計の賛成の意見をさせていただきます。

今現在、美祢市にあつては、被保険者1人当たりの平均の保険税は、平成29年度9万8,366円であり、2年前よりも2,815円増加しております。上がらなければ一番いいんですけども、現実、このようになっているその背景には、委

員会でも少し申し上げましたけれども、高度医療化治療が進み、また、複数の医療機関の受診などがたくさん——受診があったということで、こういった医療費に多くのお金がかかっているということが見られます。少子高齢化というものが、こういったところにも大きな影響を与えているということが見てとれます。結果として、国民健康保険税が上昇してくることが、さらにこれからも見込まれるわけでございます。

そして今年度、29年度を見てみると、基金が2億程度といってもですね、もしこれからさらにインフルエンザの状況、これ流行すれば一気に医療費がかさんで、基金が例え2億あったとしても一気にそれが使われて、そして、最終的には赤字決済ということにもなりかねません。こういったことを避けるためにも、2億円程度の基金というのは常に持つておかなければならない大事な基金でもあるわけでございます。

そういったことで、国民健康保険税のやりくりがとても大変となりますけれども、この国民健康保険事業特別会計のおかげで、しっかりと保険制度が保たれていることで、本当にありがたく思っているということで、賛成の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第86号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第87号平成29年度美祢市観光事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第87号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第88号平成29年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第88号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第89号平成29年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第89号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第90号平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。山中議員。

○9番（山中佳子君） 先日行われました総務民生委員会の農業集落排水事業特別会計の平成29年度決算において、私は消費税の問題はありましたが、この決算の認定に賛成しました。

確かに、平成28年度に申告納税されるべき平成27年度事業年度分が未申告であったという事実は、法令遵守がなされていなかったという点で指摘を受けても当然だと思われま

しかしながら、その後の対応は、平成29年7月に気づくとすぐに7月14日に

e-Taxにて申告、7月31日に納付しています。間違いをそのままにせず、すぐに対応した点は評価されるべきであり、その後の議会への報告等がなかったことは問題があるにしても、ほかに問題はないと思いこの決算に賛成しました。

しかし、その後、いろいろ調べました結果、消費税の申告納付義務を怠ったこと、またそれに伴い、無申告加算税及び延滞税を支出し、市に損害を与えたことは明らかな事実であり、法令違反であるという結論に達しました。

総務民生委員会での説明において、上下水道管理者も、平成28年度に申告納付されるべき消費税の平成27年度事業年度分が未申告であり、申告納付義務を怠ったことは法令遵守がなされていなかった。また、当該年度の確定申告税額と中間申告の消費税額については、方策としては予算の補正なり、専決処分等の手段が最適であったと今は考えているが、当時としては、その認識が欠落していたと述べられています。

以上のことより、今回の平成29年度農業集落排水事業特別会計決算の認定に反対いたします。

市長は市民に対する信頼回復のために事務手続のマニュアル化を進め、人事異動があった際も対応できるような体制づくりをする。担当者が起案、課長、部長のチェック体制を確立し、職員の意識の向上、また能力の向上を図っていく。内部統制制度のマニュアル化を構築し、体制を整備する等を今後検討していくことと述べられています。今後の体制づくりに期待するとともに、二度とこのようなことが起こらないことを願ひまして、反対討論とします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 総務民生委員会において提出された資料の中で、消費税の未申告になった理由の中で、職員の2名の減、現場対応などの兼務があり、業務負担がふえたとありました。監査報告書でも、事務局職員には故意は——故意または重大な過失があるとは認めるまでには至らないとあり、これらを参考にいたしまして、総務民生委員会では賛成いたしました。

しかし、無申告加算税と延滞税の発生は市民に負担を押しつけるもので、市民の利益を守るという立場から、この決算議案に反対するのは——この決算議案に賛成するのは適切でないと考えまして、本議会において、この議案に反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。猶野議員。

○4番（猶野智和君） 私も反対の立場で意見を言わせていただきます。

私は、この総務民生委員会のほうには参加しておりませんで、また、予算決算委員会の委員長でもありましたので、個人的な意見は一切言っておりませんので、この場をお借りして言わせていただきたいと思います。

いろいろ今回、事務的な、最初ミスから始まったものだと思いますが、法令違反ということでいろいろ言われておりますが、私が思うのはミスはあること、事務手続にミスはあることだと思います。

今回、問題になるのは、そのミスをしたあと、どうやってフォローしていったかという部分だと思っております。発覚してから10カ月ぐらい議会に報告がなされなかった。議会に報告されないということは、市民の皆さんも知る由がない。もし、監査請求者の方が監査請求されなければ、この問題はどうなっていたのか。予算決算委員会で、委員の方からそういう質問が出ました。そのときに管理者のほうは、多分お答えにお困りになったと思っております。ですから、すごくいい機会を請求者の方にはつくっていただいたということで、その部分では感謝しております。

今回、予算決算委員会も含めて、不認定という形になっておるとい—なると思—but、そうすると執行部のほうから、今後、報告書という形で議会のほうに報告がされると思っております。執行部のほうはそれがありますので、今回の件はまだ終わりではないはずで—す。調査等でいろいろわかってきたところありますが、10カ月—1年近くのあいだ、何が行われて、何が行われなかったのか、長いいろいろな時系列でのものが、何かあったと思うんですね。これに関して、そこが行われたのは水道局のほう—上下水道局のほうになるんですが、それに、ほかの部局も少しずつそこに関与していったというのがわかっていったと思—but、

市長にお願いしたいのは、その報告の中に、1年近くのあいだ何が起こったのか、ちゃんとその報告書の中で御報告いただきたい。もしその中に、不誠実なものがあったら—すね、法律の専門家などに御相談いただいて、ちゃんと市長、人事権持ってらっ—しゃいますので、そのあたりで、それにちゃんと合う処罰もしていただきたい。そのあたりも含めた報告書になることを期待しております。それが—ない—と—すね、一連のこの流れは終結には—ならない—と思—but、そこも含めての報告を期待しておりますので、ぜひともよろしくお—but、

以上、反対の意見です。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第90号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案不認定であります。原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手がありません。よって、本案は不認定とされました。

日程第8、議案第91号平成29年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案に反対いたします。

給付費の状況は昨年よりも減少しています。この介護保険給付費の減少は、要介護——要支援1に——の要介護保険給付費——介護保険給付事業が市の行う地域総合支援事業に変更され——移行されたこと。また、年金者280万円以上の2割負担が導入されたことなどで、利用料が今までの2倍になっているわけですから、利用料が——利用者が控えられたと思います。これらが大きな原因だと思います。

介護保険料を払っても、介護保険が利用しにくいという状況ではないかと思えます。1人では通院が難しくて介助が必要でも、介護認定が要介護でないために支援が受けられないといった例もあります。必要な介護が受けられるようにすべきです。介護も社会の責任と言う原点に立ち返った制度の見直しを求めて意見といたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第91号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第9、議案第92号平成29年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の

認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この決算に反対いたします。

28年度は1人当たり保険料が約53万円だったものが、29年度では約56万円になっています。この背景には、所得税の——所得割の軽減割合が、低所得者には特例的な5割の軽減策がされていましたが、平成29年度から、この特例軽減割合が2割になったことが考えられます。年金と収入は少なくなっています。

特に、75歳以上の農業者にとっては、生産者米価の低迷、少ない国民年金を営農につぎ込んで農業を守っています。この上、消費税の負担、物価の上昇等では高齢者の生活は大変です。この特例——特例措置の廃止は高齢者にとって負担が重くのしかかっています。

市長さん、山口県後期高齢者医療連合会の議会で、市長さんは、この連合会の議会の議員になっておられます。議会で、中山間地の美祢市の実情もお話しいただいて、この制度の改善を求めていただきたいと思います。

以上、意見を述べます。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第92号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第158条の規定により、配付いたしましたとおり議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらに、お諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

日程第11、報告第8号専決処分の不承認に伴う措置についてを議題といたします。

この際、市長より報告を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、平成30年第3回美祢市議会定例会に提出いたしました報告一件について御説明を申し上げます。

報告第8号は、専決処分の不承認に伴う措置についてであります。

平成30年度美祢市一般会計補正予算（第2号）については、6月下旬から7月上旬にかけて発生した集中豪雨への対応や災害復旧にかかわる経費及び児童の熱中症対策として、2学期当初に間に合うよう小学校に空調機を設置するための経費について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年8月9日付けで専決処分をいたしました。

専決処分については、地方自治法第179条第3項の規定により、次の議会に報告しその承認を求めなければならないことから、平成30年第3回美祢市議会定例会において承認を求める議案を提出いたしましたが、客観的に議会を招集する時間的余裕がなかったとは認められない。特に、空調機設置について、随意契約の方法に問題があったのではないか。歳出科目は備品購入費ではなく工事請負費が適正ではないか。専決処分を行った空調機設置にかかわる金額よりも契約金額が上回り、これに伴う予算流用の手続がなされていることはいかがな事かななどの意見が出され、不承認となりました。

専決処分は議会の承認が得られなくてもその効力に影響はありませんが、地方自治法第179条第4項の規定により、「普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければ

ならない」とされております。

そこで、必要と認める措置として、説明責任を果たすという観点から専決処分を行った経緯及び専決処分が不承認となったことについて、市民の皆様、広報及び市ホームページにより御説明することといたしましたので、このたび市議会に報告するものであります。

今回の提案議案の不承認につきましては、提案者である市長として、この結果を大変重く受けとめ、市民の皆様、心よりお詫びを申し上げます。今後はできる限り臨時会を招集し、十分御審議いただくよう努めるとともに、適正な事務執行に努め、これまで以上に長としての責任を自覚し、市民の皆様、そして、その代表である市議会議員の皆様方に御理解いただけるよう鋭意努力してまいり所存であります。

以上、提出いたしました報告一件について御説明申し上げますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） 専決処分の不承認に伴う措置についての質疑を行います。質疑はありますか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今市長のほうから専決処分の措置について報告があったわけですが、1のところ、専決処分の経緯と不承認についてというところに書かれております、客観的に議会を招集する時間的余裕がなかったこと。もう一つは、契約の方法に問題があったのではないかと、いわゆるこれは随契の問題ですね。随意契約。それから、歳出科目は備品購入ではなく、工事請負費が適正ではないかと。済みません。専決処分を行った空調機にかかわる金額よりも契約金額が上回り、これに伴う予算流用の手続きがなされていることはいかがなことかと、こういうことで反対をされました、不承認になりましたという御理解は、お互いに一致してると思うんですが、今後の――3の今後の市政運営についてというところではですね、できる限り臨時議会を招集してとしか書かれておりません。総務民生委員会の際にも、いわゆる専決じゃなくてですね、農集――農業集落排水事業の消費税の問題についても、いろいろ議論する中で、私が専決処分についても一言触れながらですね、30年度においても大きく監査にまた影響してくるということから、監査としての立場から責任を取りたいということで、辞表も提出を――その時は進退伺だったんですが、後日、辞表を提出しております。

このことは、備品購入なのか工事請負なのかというのは、やはり、さらにまだ

詳しく調べる必要はあるんじゃないかという、私は懸念もっておりました。それから、本当に客観的に議会招集する時間的余裕があったかないかということについても、何ら……できる限りということしか書かれておりません。それから、随意契約したことによって業者のばらつきもある。それからもう一つは、1日か2時間ぐらいのあいだに一晩——一晩かかってなかったですね。物理的には2時間ぐらいのあいだでないと理屈が合わないんですが、業者が現地を見て、そして見積もりを出しかえたと、こういうような市長の説明もありました。そうしますと、物理的には1時間か2時間でやられたんだらうなということも思っておりますし、非常に、その業者によってのばらつきが——金額のばらつきがあったわけではありますが、そのほうについても何ら触れられておりません。

私は、先ほど猶野議員が申し上げたように、集落排水会計の消費税についても、29年の監査だけじゃなくて、30年度にも影響するということから、私は責任とりたいということで辞表提出いたしました。今後市長はですね、行政のほうで誰がどのような責任をとられるのか。これは猶野議員もおっしゃいました。今回も、どのような改善を図るかっていうことには何ら報告がないんです。で、検証されたのかどうなのか。これについては全く触れてないんですね。ただ今後、できる限り臨時会を開きたいと、こういうことしか、我々には伝わってこないわけではありますが、その辺の責任のとり方。それからもう一つは、今後もっとどのようにやっていこうかというお考えなのか。議会に、あるいは市民の皆さんにわかるように御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをしたいというふうに思っております。

ここでは、専決処分をした経緯について、前段で述べさせていただいております。そのことについて時間的余裕がないと、私が判断して専決処分をしたということでございますが、これにつきましては、先ほど竹岡議員言われるとおり、できうる限り臨時会を招集して、議員の皆様と議論をしていただくということを念頭においておりますが、できうる限りという表現にしておりますが、基本的には今後は必ず招集をしたいというふうに思っております。

このできうる限りというのは、やはり大きな災害とかですね、いろいろなことで

かなわない場合も、これはあるというふうに私も思っております。そのときには専決処分という形でさせていただきますが、基本的には、臨時会の招集をさせていただきたいという意味で書かさせてもらっているところでございます。

また、先ほど言われました、執行部が今回のことに対してどういう責任をとるのかというようなお話がございました。今回、問題であったというところは、まずは臨時会の招集ができなかったということ。そして、随意契約をした時に問題が発生したのではないかとということ。また、次には、科目の出し方が、ちょっと認識がずれているのではないかとというような御指摘があったというふうに思っておりますし、さらには最初の査定金額のときより——金額よりも、実際に工事を行って支出した金額が上回って予算流用をかけるような事態に陥った、査定の不備があったのではないかとというようなところだと思います。

これにつきましても、今回、農業集落排水で起きた事案と重なる部分も少しあるかというふうに思っております。そういった意味では、市の執行部の内部のガバナンスの強化、そして、コンプライアンスの徹底を図っていくということを強く、これからもですね、担当部局に対して指導をしていきたいというふうに思っておりますし、また、昨日、大変御審議いただいた農業集落排水についての御意見いただいたことにつきましても、緊急の幹部会議を開いて、しっかりとその辺は念を押し、また、マニュアルづくり等もしっかり行っていくということで、今、期限をきってやるように指示をしておりますので、またそれについては、先ほど猶野議員言われたとおり報告をさせていただきますし、この件につきましてもですね、これからはしっかり、緊急であろうがなかろうが、しっかりと議会を開催して、議員の皆さんの御意見、そして、いろいろな角度からの方策を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） そうしますと、2番のところですね、今市長がおっしゃったのは、当該処置に関して、必要と認める措置を講ずるとともに云々と書かれております。これが、そういう今説明をなさったことが、これに当てはまると、こういう理解でよろしゅうございますか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今、私述べさしてもらったことのほかにですね、さらなるできることは当然やっ
ていかなければならないというふうに認識しております。それも含めまして、今回
の措置とさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） ありがとうございます。ぜひですね、今回は9月、10
月と長い期間、執行部の皆さんといろいろ議論を交わしてまいりました。いつかも
申しあげましたように、お互いが喧々諤々議論をしながらでもですね、よりよい美
祢市をつくっていかうということについては同じだろうと思います。

ただ一点だけ、どうしても今回腑に落ちないのは、監査の辞任を申しあげたにも
かわらず、なぜ、きょう後任の人事が出ていないのか。それについて最後のお尋
ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。

さきの予算決算委員会の席上でも申しあげましたとおり、提出は——辞任届の提
出はいただきましたけれども、私としては受理をする気持ちはございませんので、
そのことにつきましては、予算決算委員会で申しあげたとおり、今後も引き続き
お願いしたい旨を申し添えてお答えとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） ということは市長、欠員のままでいくということですか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをと思いますが、先ほども
申しあげましたが、竹岡議員に引き続き監査委員としての職責をお願いをしたいとい
うふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員よろしい——ほかに何かありますか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 今、専決処分の不承認に伴う措置についてということで、市
長から報告がありました。それで今、さまざまな点を指摘されて、今後の対応とい

うことで、いろいろ大事な質問をされました。

そもそも大事なのは、今回の農業集落排水の件、また今回のクーラーの件。これは非常に、特に私は大事なところが抜けているというのは、やっぱりコンプライアンス、法令遵守、ここのところを私は、逸脱したがために、本当に事務处理的なことをわからないように間違いを何とか修正していった。だから、そういったところが大きな問題ともなってます。

そういった面で、コンプライアンスについては企業もいろいろ、そういったところを指摘されておりますけれども、今後、市行政にあっても、このコンプライアンスの捉え方については、再度、再認識していただき、こういったコンプライアンスを——抵触しないような、こういった研修というのを、今以上に私はしていかないと、また同じことが繰り返されるんじゃないかということでもあります。

どうか今後とも、このコンプライアンスについては研修なり、しっかりとその辺を基準をさらにレベルアップして、市政の運営をしていっていただきたいと思えますけれども、この点についてはいかがですか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほどの竹岡議員の質問のとおり、今後はガバナンスの強化、そしてコンプライアンスの徹底を図り、職員の研修も含めてですね、しっかりと対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 今後とも、行政としてもコンプライアンスに抵触しないように、また、同じことを繰り返したなということを言われないように、さらなる法令遵守をしていただきたいと、今後とも議会側としても、この辺しっかりとチェックはしてまいりますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第8号を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3 時 3 0 分休憩

午後 4 時 5 5 分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

本日の会議時間はあらかじめこれを延長いたします。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 議長からお許しをいただきましたので、一言発言をさせていただきます。

先ほど来、農業集落排水におきます——を端を発しました竹岡監査委員からの辞任届につきまして、私としては受理をしかねるといふことの申しをいたしましたけれども、自治法の——地方自治法の第 1 7 9 条第 3 項の規定、これは先ほどの空調機の設置についての専決処分についての措置についての件でございますけれども、これと一緒にございます。この規定に基づき、速やかに議会に措置を講じた事項について、報告をしなければならないというふうになっております。これを踏まえまして、執行部といたしましては、副市長を委員長といたしまして、分限懲戒審査委員会を早急に立ち上げさせていただきたいというふうに思っております。

もう一度徹底した調査を行い、市民の皆様にはわかりやすい形で報告、そして、議会の皆様には納得いただける報告をさせていただきたいというふうに思っております。

この件につきましては、当然、処分を含め、組織の体制の見直し、そして、人事の見直し等ガバナンスの構築を図ってまいりたいというふうに思っております。

竹岡議員におかれましては、その間の監査の辞任届につきましては、私としては、もう少しのあいだ受理をいたしかねたいというふうに思っておりますので、御了承のほどよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 先ほども、休憩前に私のほうから……今回の私自身の辞任について責任を感じての辞任でございますので、速やかに受理されて、きょうは後任人事があるんじゃないかなという期待をしながら来ました。ですが、いつまでにですね、会期を延長したりしても答えが出てくるのか、私自身の責任は責任として辞めますよと申し上げました。

については、執行部の皆さんは、誰がどのような責任をとられるんですかって、先ほどお尋ねをして休憩に入ったと思います。

それからもう一点、これ関連してますんで議長にお許しをいただきたいんですが、総務民生委員会で議員が発言されたことが端を発してるわけですが、再度ちょっと確認をしたいんですね。よろしゅうございますか。

○議長（荒山光広君） はい、どうぞ。

○14番（竹岡昌治君） それでは、ちょっと杉山議員にお尋ねしたいと思うんですね。

総務民生委員会で、いろいろと質問なり考え方を披瀝をされました。その中に…
…なぜこんなことを言うかっていうと、私はやっぱし、私自身はもう責任とるということですからいいんですが、代表監査委員さんの人格の問題、それから処理の仕方について、ちょっとやっぱりお聞きをしたいんですね。ちょっと発言の中を読まさせていただきます。

「この監査報告書の中にも」ということは、29年度の監査報告書、そこにいろいろ書いておったわけでありますが、「すごく温厚な方が監査されたのか」。私は日本語というのは便利がいいから、優しいか、ばかって書かれてもいいんですが、「すごく温厚な方が監査されたのか」、人格まで言及をされております。「重大な過失については認めないような文言がありますけど、私は十分な重大な過失と思います」ということから端を発しまして、固定資産税、国民健康保険税、こうしたことに言及されまして、過去にも、重大な過失にあたるんじゃないかという認識をしておると。

そして、さらに「重大な過失についてっていうことで調べられたようで、甚だしく注意義務を欠くことを言い、わずかな注意さえすれば結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができるにも関わらず、これを怠った状態を示すと、これは最高裁においても、同様の文言で発信されておるようですけど、私は十分これに該当するんじゃないかという思いがしております」という御発言があったんです。ほかにちょっと触れられた——監査のことで触れられた方もいらっしゃるんですが、私は、この際もう一度をお聞きをしたいんですね。そういう認識でいらっしゃるならば、代表監査委員に対しても私はいかななものかなと。私自身はいいです、なんて言われてもいいんですが、そういう気持ちを持っておりますの

で、ここで正してみたいなと思います。

○議長（荒山光広君） 今、竹岡議員さんのほうから、総務民生委員会の中での杉山議員の発言についての言及がありましたけども、杉山議員も確かに発言をされておりますが、今ここでその辺の発言も、杉山議員本人ももう1回確認をしていただいて、その考えについてやっていただいたほうがいいと思いますので、ここで暫時休憩いたします。

午後5時01分休憩

午後6時37分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。杉山議員。

○2番（杉山武志君） 議長にお時間をいただきましたので、発言させていただきます。

先ほど竹岡議員のほうから、委員会開催中のことにつきまして、お話がありました。議事録を再度拝見させていただきました。

9月27日に開催されました総務民生委員会におきまして、執行部の方に考え方を改めていただきたい、過失を認めて認識していただきたいという思いから、次のように発言いたしました。「この監査報告書の中にも、すごく温厚な方が監査されたのか、重大な過失については認めないような文言がありますけど、私は十分な重大な過失と思います」、また、「ここに、重大な過失についてっていうことで調べられたようで、甚だしく注意義務を欠くことを言い、わずかな注意さえすれば結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができるにもかかわらず、これを怠った状態を示すと、これは最高裁においても同様の文言で発信されておるようですけど、私は十分これに該当するんじゃないかという思いがしております」と発言いたしました。

これらの発言は、監査結果は棄却でありましたが、執行部として、これをよしとされてはいけないとの思いから、執行部に対し問責した発言であり、執行部には重大な過失と認識してほしいとの思いからの発言であります。

委員会の記録、議事録を読み直し、言葉が足らなかったことにより、誤解を招きましたことをお詫び申し上げ、この文言の削除（訂正）をお願いしたいので、議長のほうでよろしく取り計らい願いたいと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） ただいまの件につきましては、議長において、のちほど委員会記録を確認の上、そのように取り計らいたいと思います。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今、杉山議員のほうから、一部削除（訂正）の発言がありました。これを受けまして、監査委員さんも面目が戻ったんじゃないかなというふうに思います。

発言しにくいところ、杉山議員におかれましては、訂正発言していただきまして、感謝申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 先ほど、発言したときの内容に訂正がありますので、訂正をさせていただければと思います。

先ほど、決算における不祥事において、速やかに処置をするというところで、自治法の179条の4項というふうに申し上げましたけれども、これは専決処分のごとでございます。決算についての不承認の事項は、自治法の233条の7項が正解でございますので、訂正をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） 市長、何かありますか。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 先ほど来、私のほうから竹岡議員に対しまして、監査委員の辞任の慰留をさせていただいておるところでございますが、先ほど竹岡議員からですね、先ほど言った処置について時期はどうかということ、速やかにといいましたけれども、次の議会、12月議会中にはですね、処置の報告書をしっかりまとめて報告をさせていただきたいというふうに思っております。

ぜひ、その結果、内容見ていただくまで、この辞表はお預かりさせていただくという形にさせていただきたいというふうに思っております。

なぜならばですね、今から、先ほど申しました責任の所在、そして、時系列をもう少し深く掘り下げて、しっかりと再度調査をさせていただければというふうに思っております。

今ここに辞任届を、私、手元に持っておりますけれども、ここに「法令に違反し、消費税申告が未申告となっていることを見逃したことの責任を痛感し、辞任をする」

という文言で書かれておりますけれども、その責任の所在というのは、まだしっかりと——私のほうはないというふうに、委員会の時から発言をさせていただいておりますし、これを報告書としてきっちりまとめまして、市民の皆様、また議員の皆様にはですね、お示しをしたいというふうに思っております。

その間まで、ぜひ、この辞任届につきましては、私にお預かりさせていただき、それまでの間、職責をお願いをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 議長、休憩時間にいろいろと調整をしていただいたと私は思っておりましたが、そうしますとあれですか、私は辞めます、いや受理はしません。蛇の生殺しじゃないけど、そのような状態のまま私をおくということなんですか。

議長、もうちょっと何かこう、ちょっと調整をしていただきたいなと思うんですね。ぜひ受理をされて、そして、きちっと進められたらどうなんですか。私はそのことを切に要望いたします。

○議長（荒山光広君） 休憩中に、私、議会としての立場を申し上げまして、受理をする、しないという今状態でございますけども、竹岡監査委員の意思も固いということで、受理されてはどうかという進言もしてまいったところでございますけども……暫時休憩をしたいと。市長、何かありますか。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員におかれましては、先ほど申させていただきました。これから監査報告書をもとに、そして独自に調査をさせていただきます。その間は、この辞任届は、お預かりをしておくという形にさせていただきたいということでございまして、結果が出ましたら、市民の皆様、議員の皆様にはですね、どういったところにどういった責任があつて、どう今後対応するのか、そして、処分をどうしたのかということをはっきりとお示しをしたいというふうに思っております。

その結果を見ていただきながら、御判断をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 申し訳ありません。暫時休憩いたします。

午後6時44分休憩

午後10時55分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 議長のお許しをいただきましたので、竹岡議員の監査委員の辞任届に対して、お答えをさせていただきたいと思えます。

これまで一貫して、竹岡監査委員には責任はなく、幾度と慰留をしてみいました。しかしながら、竹岡監査委員の辞意の意思は固いことから、辞任届を受理をさせていただきます。

改めて、執行部として、今回の一件を再度調査、検証し、専門家の意見もお聞きしながら、市民の皆様や議会に納得していただける報告書を提示してまいる所存であります。

その際には、再度、監査委員をお願いできるよう努力をまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） ただいま市長のほうから私が辞任届を出して、相当の期間が経つわけではありますが、ようやくにして、私の引責辞任を認めていただきました。執行部の皆さん、それから市民の皆さん、議員の皆さん、大変監査委員として、お粗末で御迷惑をかけたことを心からお詫びを申し上げたいと思えます。

当初にも申し上げましたように、私が監査委員として、農業集落排水の消費税の問題、これも私どもの力では見つけることもできなかつたという責任も感じておりますし、さらに30年度の監査においては、いろんな専決問題、それから今回の消費税の問題も含めて、もはや私の能力では対応できないということから、辞任届を出させていただきました。

そのことにつきまして御理解をいただき、ようやくにして、引責辞任をすることができたというふうに思っております。どうぞ、すばらしい次なる監査委員さんの選任を期待いたしまして、私の至らなさや責任を痛感しておりますので、心からお詫びを申し上げながら、受理していただきましたことに対して心より感謝申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 重村代表監査委員。

○代表監査委員（重村暢之君） ただいま、竹岡監査委員の辞任届が受理されましたので、代表監査委員であります私も辞任届を出したいと思っております。

美祢市監査委員辞任届、平成28年度決算審査において、農業集落排水事業の消費税申告に係る支出がなされていないことに気づけず、法令に違反し、消費税申告が無申告となっていることを見逃したことは、監査委員としての職責を果たせておらず、竹岡監査委員とともに不甲斐なさを痛感しております。

この上は、監査委員としての任意を果たせなかったことをお詫びし、辞任いたします。

平成30年10月16日、美祢市長西岡晃殿。美祢市代表監査委員重村暢之。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） それでは、私のほうから発言させていただきます。

本定例会におきまして、さきの専決議案の不承認に続き、本日は決算議案2件の不認定と監査委員が辞任される異常な事態となっております。

先ほど来の市長の答弁では、このたびの不承認、不認定の議決結果を招いた執行部の不適切な事務処理等について、今後調査し、議会、市民に報告されることをお約束されております。

私はこの際、議会といたしましても、執行部に対し、市民の信頼回復に向けた決議を行うべきと考えております。議長には、決議案の提出のため暫時休憩をとっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） ただいま動議が出されました。

この際、暫時休憩をいたします。

午後11時00分休憩

.....

午後11時29分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

本日、配付してございますものは、議事日程表（第6号の1）、会議予定表（その4）、以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 日程第12、会期の延長についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を10月26日までの10日間延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、会期は10月26日までの10日間延長することに決しました。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 先ほど、重村代表監査委員から辞任届が提出をされたところでございます。

本日は、一旦預からせていただき、慰留に努めたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） なお、10月26日午後1時半から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後11時32分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年10月16日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃